

▶ HSBC インドネシア債券オープン (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

毎月
決算



HSBC Indonesia Bond Open (Monthly Type)

- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の<照会先>ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所)などの詳細情報をご確認いただけます。
 - ※投資信託説明書(請求目論見書)は、<照会先>ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
 - ※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、投資信託説明書(請求目論見書)には約款の全文を掲載しています。

▶委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBC投信株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号

<照会先>

電話番号:03-3548-5690

(受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ:www.assetmanagement.hsbc.com/jp

▶受託会社(ファンドの信託財産の保管及び管理を行う者です。)

みずほ信託銀行株式会社

投資信託説明書(交付目論見書)

2010年8月4日

HSBC 

Global Asset Management

- ▶本書により行う「HSBC インドネシア債券オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年7月16日に関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成22年8月1日に生じています。
- ▶金融商品取引法第13条第2項第2号に定める詳細情報を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社に請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)の皆様に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶本書は、当ファンドを購入される投資者の皆様にも、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年12回(毎月)	アジア	ファミリーファンド	なし

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご覧ください。

委託会社等の情報

- ・名称：HSBC投信株式会社
- ・設立年月日：1985年5月27日
- ・資本金(本書作成時現在)：495百万円
- ・運用する投資信託の合計純資産総額(2010年6月末現在)：858,709百万円

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

- ▶HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国に本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる88の国と地域に8,000を超える拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年に遡ります。
- ▶HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ、東京等、世界30以上の国と地域に拠点を有しています。HSBC投信株式会社は、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの一員です。

※上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更となることがあります。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「HSBC インドネシア債券オープン（毎月決算型）」（「当ファンド」といいます。）は、「HSBC インドネシア債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主にインドネシア共和国（「インドネシア」といいます。）の債券等に投資することにより、安定したインカムゲインの確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

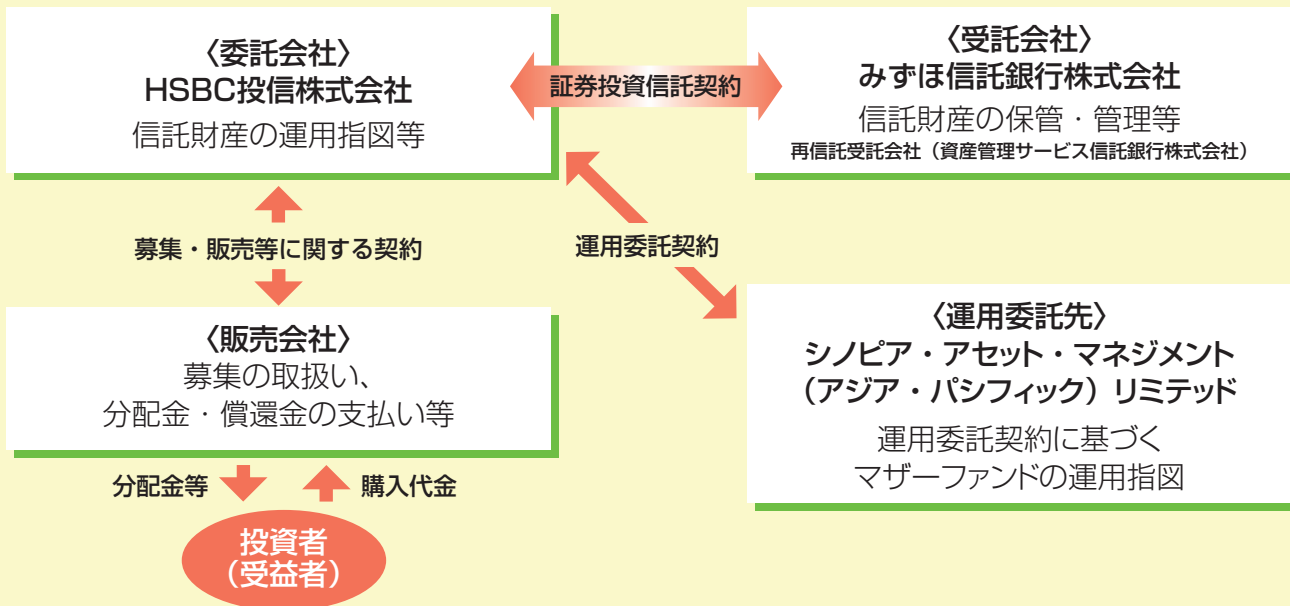
ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、将来、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドへ投資することがあります。

〈ファミリーファンド方式〉



(注) 損益は全て投資者である受益者に帰属します。

〈ファンドの仕組み〉



2 主として、インドネシアの現地通貨建債券等に投資し、債券ポートフォリオを構築します。

- ▶ マザーファンドへの投資を通じて、主にインドネシアの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券に投資します。
- ▶ 現地通貨建以外の債券等にも投資を行うことがあります。

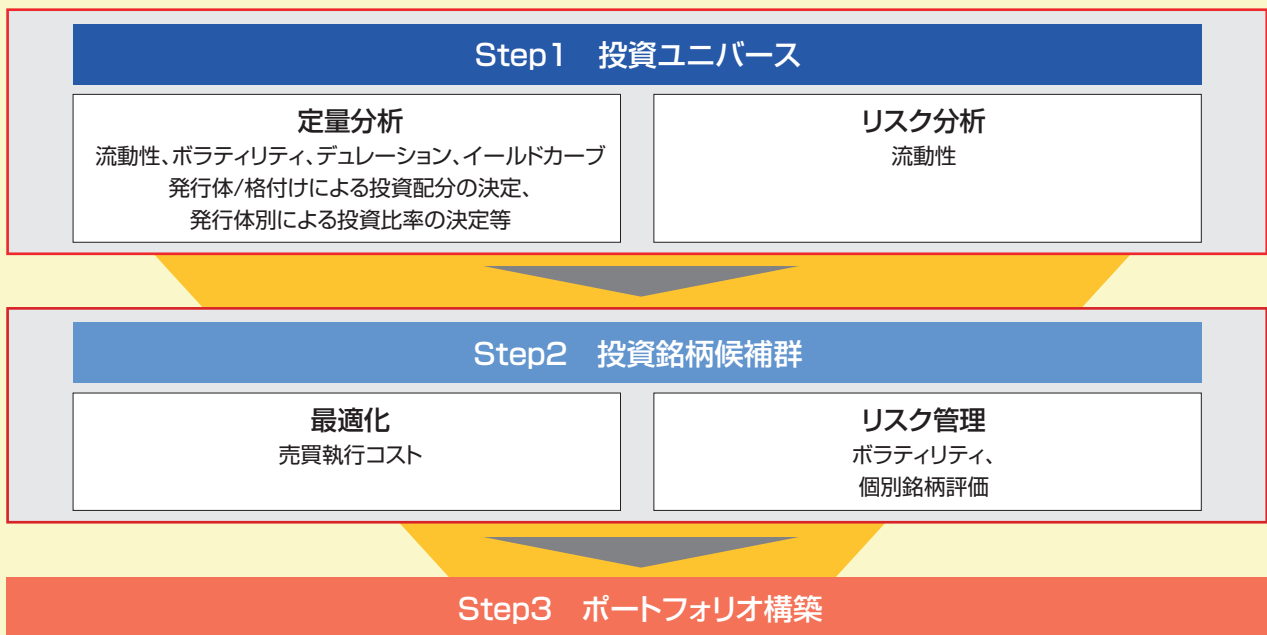
3 運用委託契約に基づいて、HSBCグループの一員であるシノピア・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

委託の内容：有価証券等に関する運用の指図
委託先の名称：シノピア・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド

※シノピア・アセット・マネジメントは、HSBCグループの一員として、アクティブ・クオンツ運用を専門に担う運用会社です。1989年の設立以来、革新的なプロダクトを提供しております。パリの本社の他、ロンドン、香港に拠点を置いています。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

〈投資プロセス〉



4 マザーファンドの組入れについては、原則として高位を保ちます。

5 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

6 HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

※市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

主な投資制限

- ▶ 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限るものとし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ▶ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

年12回の決算時（毎月7日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末は、分配を行いません。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

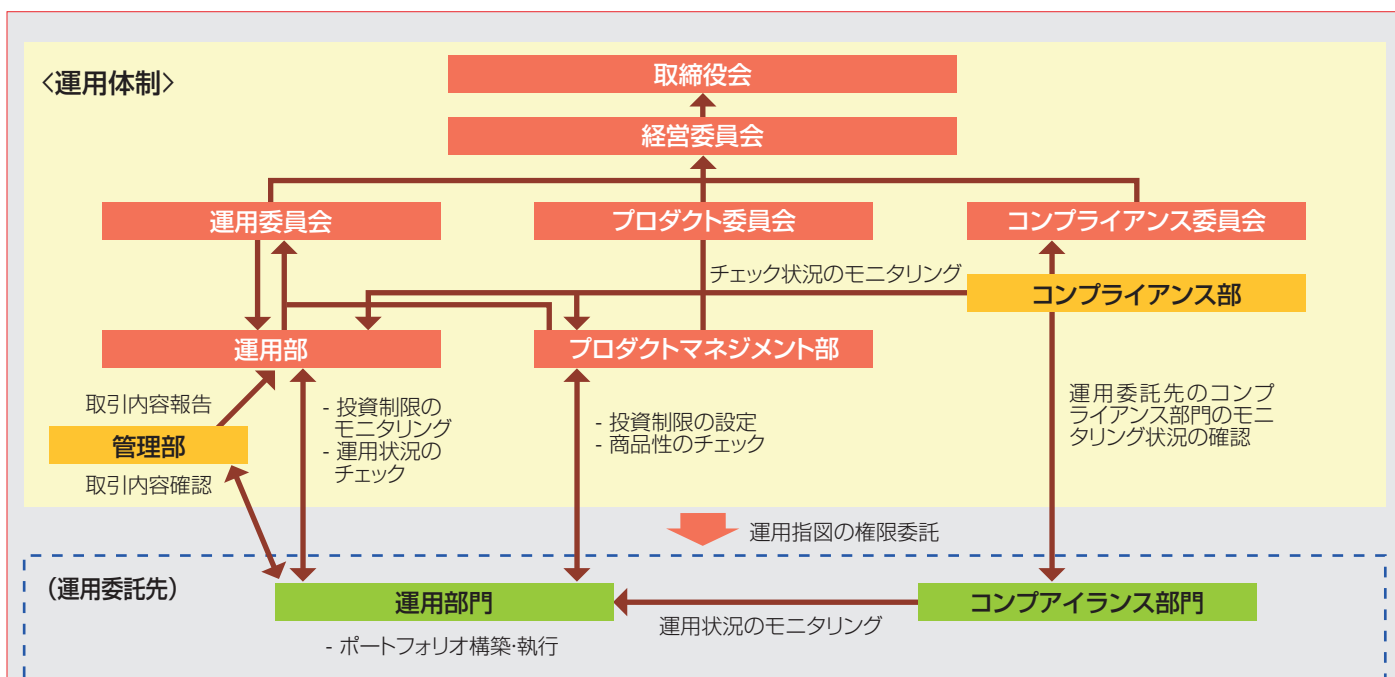
イメージ図



(注)上記は、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合があります。

※分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。

※「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。



委託会社は、運用委託先の運用状況を監視し管理します。運用委託先運用部門で執行する取引内容は、管理部が確認し、運用部へ報告します。運用部は、管理部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用状況のチェックおよび委託会社独自のモニタリングシステムを通じた監視により、ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々管理します。プロダクトマネジメント部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。コンプライアンス部は、運用部およびプロダクトマネジメント部のチェック状況をモニタリングします。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングします。

2 投資リスク

投資信託は元本(元金)が保証されている金融商品ではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。当ファンドは、主に外国債券を実質的な投資対象としますので、組入外国債券の価格の変動や、組入外国債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資するため、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

▶金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

▶信用リスク

債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト(債務不履行)により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。

▶為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。

▶流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。

▶カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

▶投資対象国における税制変更にかかるリスク

インドネシアの税制にしたがって、保有有価証券のインカムゲインとキャピタルゲインに対して課税されます。税制が変更された場合等には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

▶換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合、組入有価証券を市場実勢より安い価格で売却する、または売却できない場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ▶当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリングオフ)の適用はありません。
- ▶当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

リスクの管理体制

投資リスクの管理は、各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャー、ポートフォリオ分析チームによる複眼的な管理体制を採っております。また、効率的な管理を行うためにポートフォリオモニタリングシステムが整備されており、各担当者が共通のインフラにアクセスして投資リスクを管理する体制となっています。

※投資リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントに共通した管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3 運用実績

(2010年8月26日に運用を開始する予定であり、本書作成時現在、該当事項はありません。)

① 基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

② 分配の推移

該当事項はありません。

③ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

④ 年間収益率の推移

該当事項はありません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 * 購入代金とは、購入金額（購入価額×購入口数）に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降に販売会社でお支払いします。 * 換金代金とは、換金価額×換金口数から換金に係る税金を差し引いた金額です。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間：平成22年8月4日から平成22年8月25日まで 継続申込期間：平成22年8月26日から平成23年11月4日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金の申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止及び取消しを行う場合があります。
信託期間	平成22年8月26日（信託設定日）から平成32年8月7日（償還日）まで（約10年間）
繰上償還	ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。
信託金の限度額	5,000 億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月の決算時及び償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、収益分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
申込受付不可日	国内の営業日であっても、香港、インドネシアの銀行休業日またはインドネシアの証券取引所の休業日のいずれかに該当する場合には、購入及び換金の申込受付は行いません。
その他	・基準価額（1万口当たり）は、翌日の日本経済新聞朝刊に「ネシア債毎月」の略称で掲載されます。 ・委託会社の判断により購入申込の受付を中止した場合等において、定時定額による受付を継続することがあります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に3.15%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（換金時）
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して、年1.6275%（税抜年1.55%） 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 （税抜年1.55%の内訳：委託会社0.80%、販売会社0.70%、受託会社0.05%）
その他費用・手数料	ファンドの保有期間中その都度ファンドから支払われます。 （1）有価証券売買委託手数料／外貨建資産の保管費用／借入金利息、融資枠設定に要する費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金利息等 （2）投資信託振替制度に係る手数料及び費用／法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用／当ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用／法定書類の作成、印刷、交付に係る費用／監査報酬及び法律顧問、税務顧問に対する報酬及び費用等（（2）の項目については純資産総額に対し上限年0.2%としてファンドより支払われます。） ※運用状況等により変動するため、事前に上限額等を表記できません。

※手数料等の費用総額については、投資者の皆様の方の保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、2010年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は、上記とは異なります。※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。